最終更新日:2016年7月29日
株式会社　はせがわ
代表取締役社長　江崎　徹
問合せ先:総務部　03-6801-1075
証券コード:8230
http://www.hasegawa.jp/ir/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、お客様をはじめとする様々なステークホルダーの方々の立場に配慮し、共に発展できる関係を構築していきつつ持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、「経営理念体系」を策定して企業倫理を明確にし、事業活動の最前線まで浸透を図るとともに、迅速な経営判断のもと機動的な業務執行を行なうための経営管理機構を構築し、経営の健全性を担保するための経営監督機能を整備することで、経営の効率化と透明性の確保に努めてまいります。
また、株主の権利が確保されるよう適切な環境・体制の整備を行なうとともに、法令に基づく開示はもとより、法令に基づく開示以外にも、株主の判断に資する情報や、株主の利益に重要な影響を与える可能性のある情報について、積極的な開示に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1－2　株主総会における権利行使】
■補充原則1－2－4
当社は、当社の現在の株主構成を勘案し、議決権電子行使プラットフォームの導入や招集通知の英訳は行なっておりませんが、今後、機関投資家や海外投資家の持株比率の推移を見つつ、実施を検討してまいります。

【原則3－1　情報開示の充実】
(1)当社は、事業活動の基礎となる理念として「経営理念体系」を定め当社ウェブサイトで開示しております。また、中期経営計画については、指針のみ当社ウェブサイトにて開示しておりますが、今後、開示内容の充実へ向けて、戦略上開示可能な範囲を総合的に検討してまいります。

【原則3－1　情報開示の充実】
(5)当社は平成28年6月発送の第50期定時株主総会招集通知において、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由に加え、新たに新任取締役(社内)の選任理由についても開示いたしました。平成29年開催の株主総会以降は、社内の重任の取締役・監査役についても、その選任理由を招集通知にて開示いたします。

【原則3－1　情報開示の充実】
■補充原則3－1－2
当社は、英語での情報の開示・提供につきましては、今後、当社の株主構成を勘案し、実施を検討してまいります。

【原則4－1　取締役会の役割・責務(1)】
■補充原則4－1－2
当社は、中期経営計画については指針のみ当社ウェブサイトにて開示しておりますが、今後開示内容の充実へ向けて、戦略上開示可能な範囲を総合的に検討してまいります。中期経営計画の進捗状況は、業績、社会情勢及び経済情勢等を踏まえ毎期分析・見直しを行なうとともに、開示の内容に大幅な変更が生じた際には決算説明会や株主総会等で説明を行ないます。

【原則4－3　取締役会の役割・責務(3)】
当社では、独立した客観的な立場から経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行なうことを取締役会の主要な役割・責務の一つと捉え、監督体制の整備のため、独立社外取締役を2名配置しております。
この体制のもと、取締役を対象とし業務執行状況等をもとにした公正な評価を独立社外取締役の助言を考慮しながら行なうこととしております。
開示情報につきましては、IRを担当する取締役の職責において適時かつ正確に行ない、取締役会は、重要な開示について報告を受けることとしております。
関連当事者との利益相反取引については取締役会の付議事項とし、審議を行なうとともに、その取引の状況は取締役会で報告することとしております。

【原則4－11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役会は、各事業分野に精通した業務執行取締役と、社内取締役だけでは得られない経験、知識及び高い見識を有している企業経営経験者等からなる社外取締役で構成されています。
また、監査役会は、公認会計士2名と、弁護士1名の計3名で構成されており、いずれも社外監査役です。
取締役会の機能の向上を図るための方策として、取締役会の実効性に関する分析・評価を実施する予定ですが、その具体的な方法につきましては現在検討を進めております。

【原則4－11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
■補充原則4－11－3
当社は、取締役会の実効性に関する分析・評価を実施する予定ですが、その具体的な方法につきましては現在検討を進めております。

【原則5－2　経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社は、経営戦略や経営計画をまとめた中期経営計画を策定し、その指針のみ当社ウェブサイトにて開示しておりますが、今後開示内容の充実へ向けて、戦略上開示可能な範囲を総合的に検討してまいります。
また、中期経営計画の進捗状況は、業績、社会情勢及び経済情勢等を踏まえ毎期分析・見直しを行ないます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－3　資本政策の基本的な方針】
　当社は、安定的かつ中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、当社の本業である各事業（仏壇仏具事業・墓石事業・屋内墓苑事業）の収益力の強化と安定化を最優先課題とし、持続的な成長に資する株主資本の有効活用と株主還元の最適なバランスを検討することを資本政策の基本的な方針としております。

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
1．政策保有に関する方針
　当社は、金融取引の安定化、地域経済との関係強化などの経営戦略の一環として必要と認める企業の株式を保有いたします。その保有にあたっては、定期的に経済合理性を検証し、保有する意義の乏しい銘柄については、適宜株価や市場動向を見て売却する方針です。なお、検証については財務担当取締役の職責において行ない、取締役会でその検証結果を報告する手続きとしております。また、保有目的については、有価証券報告書にて開示しております。

2．政策保有に係る議決権の行使について
　当社は、政策保有に係る議決権の行使については、中長期的な企業価値の向上に資するか否かを判断基準としております。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
　当社は、取締役の競業取引・利益相反取引に加え、監査役及び主要株主と会社との取引についても、その重要なものについては、取締役会の承認及び事後の報告を要する旨を取締役会規程に定めております。なお、決議にあたっては、取引内容の妥当性や経済合理性等について第三者との取引と同様の検証を行なっております。

【原則3－1　情報開示の充実】
（1）【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】をご参照ください。

【原則3－1　情報開示の充実】
（2）「1　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1．基本的な考え方」をご参照ください。

【原則3－1　情報開示の充実】
（3）取締役の報酬等の決定に関する方針については、本報告書の「2．1．【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」にて、また手続きについては、同じく「2．2　業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」にて開示しております。

【原則3－1　情報開示の充実】
（4）取締役及び監査役の選任に関する方針と手続きについては、本報告書の「2．2　業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」にて開示しております。

【原則3－1　情報開示の充実】
（5）【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】をご参照ください。

【原則4－1　取締役会の役割・責務（1）】
■補充原則4－1－1
　当社は、法令及び定款で取締役会決議を要するものと定める事項並びにそれに準ずる重要な経営判断については取締役会付議基準に準拠して取締役会で決議し、それ以外の事項については経営陣へ委任しており、経営陣は、取引・業務の規模や性質に応じて定めた決裁権限に基づき経営にあたっております。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
　当社では、東京証券取引所が定める独立性判断基準のいずれの項目にも抵触していない独立社外取締役を2名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしています。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
　当社は、東京証券取引所が定める独立性判断基準のいずれの項目にも抵触しておらず、かつ、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献ができる人物を独立社外取締役として選定しております。

【原則4－11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
■補充原則4－11－1
　当社の、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方は次の通りです。
取締役会の規模については、迅速な意思決定と、業務執行の監督その他取締役会の各機能とのバランスを勘案して適切な規模とする方針のもと、現在9名の取締役をおいており、うち2名が社外取締役です。
　社外取締役については、企業経営経験者等、社内取締役だけでは得られない経験、知識及び高い見識を有していることを重視し、併せて独立性にも配慮して指名いたします。
　社外取締役以外の取締役については、適切な経営戦略の立案、審議等に必要な、営業部門やそれらの支援部門の運営経験、及び当社を取り巻く事業環境やそれに対応するための当社の強み・課題に対する理解を重視して指名いたします。

【原則4－11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
■補充原則4－11－2
　社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役の兼職状況については、事業報告及び有価証券報告書にて開示を行なっております。

【原則4－11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
■補充原則4－11－3
　【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】をご参照ください。

【原則4－14　取締役・監査役のトレーニング】

■補充原則4－14－2
当社は、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が新たに就任する際には、取締役・監査役に求められる役割・責務等に関するセミナーの受講を斡旋します。加えて、社外取締役・社外監査役に関しては、会社の事業・財務・組織等に関し、説明を行なうこととしております。
また、取締役・監査役から必要な知識習得のための外部セミナー等の受講希望があった場合は、その費用を負担しております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、経営管理部をIR担当部署とし、経営管理部を統括する取締役をIR担当取締役として選任するとともに、IR活動に関連する部署間での連携を日常的に図っております。
さらに、証券アナリストを主な対象とし、決算説明会を半期に一度開催するとともに、個別取材への対応・スモールミーティングの開催を行なっております。また、インサイダー情報管理に留意しつつ情報開示の充実を図ることで、積極的な対話の促進に取り組んでおり、これらの取り組みを通して把握された意見等については、経営陣との共有を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
長谷川興産株式会社	3,937,995	21.18
長谷川　裕一	2,143,802	11.53
株式会社西日本シティ銀行	872,400	4.69
株式会社福岡銀行	677,816	3.64
はせがわグループ社員持株会	614,415	3.30
株式会社みずほ銀行	571,915	3.07
長谷川　房生	497,985	2.67
有限会社法隆	443,676	2.38
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	315,100	1.69
長谷川　素子	280,384	1.50

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
茶木　正安	他の会社の出身者											
森山　弘和	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
茶木　正安	○	茶木氏は株式会社ファルコン・コンサルティングの上席顧問及び株式会社メッセージの社外取締役を務めておりますが、各社と当社との間には取引関係は存在しません。	金融面での高い見識を有しており、また国内外のファイナンスにも精通していることから、当社の経営監督機能の強化や有益な助言を得られることを期待して社外取締役として選任するものであります。 （独立役員選定理由） 取引所が定める独立性基準及び開示すべき属性情報のいずれの項目にも該当しておらず、かつ、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献ができる者であると判断し独立役員に指定しております。
		森山氏が代表取締役を務める株式会社森山事務所は平成28年3月まで、当社との間でIR等に関するアドバイザリー業務	経営コンサルティングを通して企業経営における豊かな知識と高い見識を有しており、また企業経営者として豊富な経験を有することから、

森山　弘和	○	委託契約を締結しておりましたが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから概要の記載を省略いたします。 なお、森山氏は盟和産業株式会社の社外監査役も務めておりますが、同社と当社との間には取引関係は存在しません。	当社の経営監督機能の強化や有益な助言を得られることを期待して社外取締役として選任するものであります。 （独立役員選定理由） 取引所が定める独立性基準のいずれの項目にも該当しておらず、かつ、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献ができる者であると判断し独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

（1）監査役と会計監査人との連携状況
　監査役と会計監査人は四半期毎の定例意見交換会を実施する他、日常的に緊密な連携を行ない、各々監査過程で得られた重要な情報を相互に伝達し、意見交換を行ない、適正で厳格な会計監査が実施できるよう努めております。
　また、会計監査人の独立性に関する方針や職務の遂行が適切に行なわれることを確保するための体制について報告を受け、必要に応じて説明を求め会計監査人の監査の相当性を確かめております。

（2）監査役と内部監査部門との連携状況
　監査役は、監査室の内部監査の方針、重点監査項目等の監査計画の概要説明を受け、監査結果の報告を受領するとともに、必要に応じて同行監査を実施するなど監査室の情報を有効に活用しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
廣瀬　稔	公認会計士													
和田　衛	弁護士										○			
池田　眞敏	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
廣瀬　稔		―――	公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから社外監査役として選任するものであります。
和田　衛	○	和田氏は平成28年３月まで、当社との間で、法律問題の処理に関する顧問契約を締結しておりましたが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから概要の記載を省略いたします。	弁護士としての専門知識や幅広い経験を当社の監査に活かしていただくことを期待して社外監査役として選任するものであります。 （独立役員選定理由） 取引所が定める独立性基準のいずれの項目にも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者であると判断し独立役員に指定しております。
池田　眞敏	○	―――	公認会計士としての専門知識や豊富な経験を当社の監査に活かしていただくことを期待して社外監査役として選任するものであります。 （独立役員選定理由） 取引所が定める独立性基準及び開示すべき属性情報のいずれの項目にも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者であると判断し独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成24年６月21日開催の第46期定時株主総会及び同日開催の当社取締役会において、取締役８名及び監査役２名に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することが決議されました。
合計3,400個の割当を行なっております。
本報告書提出日までに、15件・計2,600個の権利行使が行なわれております。

平成25年６月20日開催の第47期定時株主総会及び同日開催の当社取締役会において、取締役８名及び監査役３名に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することが決議されました。
合計3,300個の割当を行なっております。

平成26年６月20日開催の第48期定時株主総会及び同日開催の当社取締役会において、取締役８名及び監査役３名に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することが決議されました。
合計3,000個の割当を行なっております。
本報告書提出日までに、１件・計20個の権利行使が行なわれております。

平成27年６月23日開催の第49期定時株主総会及び同日開催の当社取締役会において、取締役６名に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することが決議されました。
合計1,800個の割当を行なっております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

平成24年６月21日開催の第46期定時株主総会及び同日開催の当社取締役会において、使用人に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することが決議されました。

使用人１名、200個の割当を行ないました。

平成25年６月20日開催の第47期定時株主総会及び同日開催の当社取締役会において、使用人に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することが決議されました。
使用人３名、500個の割当を行ないました。
本報告書提出日までに、２件・計100個の権利行使が行なわれております。

平成26年６月20日開催の第48期定時株主総会及び同日開催の当社取締役会において、使用人に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することが決議されました。
使用人３名、600個の割当を行ないました。

平成27年６月23日開催の第49期定時株主総会及び同日開催の当社取締役会において、使用人に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することが決議されました。
使用人３名、250個の割当を行ないました。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成28年３月期における役員報酬の内容は次のとおりです。

取締役８名　190,166千円（うち社外取締役２名　9,160千円）
監査役３名　25,544千円（うち社外監査役３名　25,544千円）
合計11名　215,710千円（うち社外役員５名　34,704千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

「２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」の＜報酬決定について＞〔役員の報酬等の決定に関する方針〕をご参照ください。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

監査役が監査業務を円滑に行なうための補佐業務を行なう監査役補助使用人を配置しております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

＜取締役、取締役会＞
当社の取締役は９名（うち、社外取締役２名）であります。
取締役会は、業務執行の意思決定を行なうとともに、取締役の職務の執行の監督を行なっております。
取締役会は、毎月１回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。

＜監査役、監査役会＞
当社は、取締役の職務執行の監査を目的として、監査役３名（全て社外監査役、うち１名は常勤監査役）による監査役会を設置しております。
監査役会は、原則毎月１回開催しております。

＜執行役員、経営会議＞
当社は、業務執行の強化を図るため執行役員制度を導入しております。執行役員は８名であり、取締役会が決定した経営の基本方針や計画等に沿って業務を執行しております。
取締役会の決議事項、その他重要事項に沿って執行役員が業務執行するにあたり、的確な経営判断と業務執行の意思統一のため、経営会議を原則毎月１回開催しております。経営会議は執行役員及び各部室長によって構成されており、常勤監査役も出席しております。

＜独立社外取締役会（任意機関）＞
当社は、独立社外取締役から構成される独立社外取締役会を定期的に開催しております。独立社外取締役会には、各監査役が必要に応じて出席し、独立社外取締役との情報交換・意見交換などの連携を行なっております。
各独立社外取締役は、それぞれの知見を活かしつつ、独立社外取締役会における監査役との情報交換・意見交換の内容等も踏まえ、取締役会への助言を行なっております。

＜社外取締役、社外監査役＞
当社の社外取締役は２名、社外監査役は３名であります。
各社外取締役及び社外監査役は、、客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識・経験や高度な見識等を活かした監督及び監査、また、助言・提言等を実施しており、取締役会の意思決定及び業務執行の妥当性、適正性及び適法性を確保する機能・役割を担っております。

＜監査室（内部監査）＞
監査室は、社長直属の１名で構成されております。監査室は、内部監査規程及び内部統制規程に基づき、法令及び社内諸規程の遵守状況を監視し、業務上の不正・過誤による不測の事態の発生を防ぐとともに、業務の改善と経営効率の向上を目的に、内部統制システムの構築・運用状況の評価を実施しております。

＜会計監査の状況＞
当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。
平成28年３月期の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員　業務執行社員　野澤　啓
指定有限責任社員　業務執行社員　池田　徹
会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 10名、公認会計士試験全科目合格者 2名、その他 1名

＜役員の報酬決定に関する方針と手続＞
〔役員の報酬等の決定に関する方針〕
取締役（社内）の報酬については、業績との連動、株主の皆様との価値共有、業績や企業価値向上に対する意欲喚起を狙いとして定めた役員（取締役）報酬制度に基づき決定することを基本方針としております。なお、報酬水準については、同程度の規模の上場企業と比較を行なったうえで設定しております。
社外取締役の報酬については、独立した立場から経営の監督機能を担うことが役割であることを踏まえ、固定報酬のみとしており、業績により変動する要素はありません。
監査役の報酬については、社内、社外に関わらず、独立した立場から取締役の職務執行の監査機能を担うことが役割であることを踏まえ、固定報酬のみとしており、業績により変動する要素はありません。なお、常勤監査役の報酬水準については、同程度の規模の上場企業と比較を行なったうえで設定しております。

〔取締役の報酬等の決定に関する手続き〕
取締役会の決議により一任された代表取締役社長が、平成25年6月20日開催の第47期定時株主総会において承認された年額400百万円の範囲内で、役員報酬制度に基づき取締役各人の報酬金額を決定しております。取締役各人の報酬金額決定に際しては、手続きの透明性を高めるため、代表取締役社長が立案する取締役報酬案について、独立社外取締役会から助言を得ることとしております。

＜取締役及び監査役の選任に関する方針と手続き＞
〔基本方針〕
（1）取締役
a. 取締役（社内）の選任については、人間性、経験、見識、専門性、業績などを判断基準として、会長、社長をはじめとした取締役並びに業務執行を担う執行役員のなかから選任することを基本方針としております。
b. 社外取締役の選任については、企業経営の実践的な視点を持つ者、或いは社会・経済の構造・動向や経営全般又は企業法務などに関する高い学識・見識に基づく客観的かつ専門的な視点を持つ者から選任することを基本方針としております。
（2）監査役
a. 監査役（社内）の選任については、経営や財務・会計・リスク管理等の知識や経験を持つ者から選任することを基本方針としております。
b. 社外監査役の選任については、法律・財務・会計・リスク管理をはじめ、様々な分野に関する豊富な知識、経験、高度な専門性を有する者から選任することを基本方針としております。

〔選任手続き〕
（1）取締役候補者
上記の方針を踏まえ、代表取締役社長が取締役候補者の選任案を作成し、取締役会で決議のうえ、株主総会に付議しております。取締役候補者の選任に際しては、手続きの妥当性を高めるため、代表取締役社長が立案する選任案について、独立社外取締役会から助言を得ることとしております。
（2）監査役候補者
上記の方針を踏まえ、代表取締役社長が監査役候補者の選任案を作成し、監査役会の同意を得た後、取締役会で決議し、株主総会に付議しております。監査役候補者の選任に際しては、手続きの妥当性を高めるため、代表取締役社長が立案する選任案について、独立社外取締役会から助言を得ることとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、以上のとおり社外取締役、社外監査役を擁した取締役会及び監査役会を基本とする体制が、経営の意思決定における監督機能と業務執行の適正性を確保し、企業価値の向上、効率的な経営及び透明性の確保に機能していると判断しておりますので、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様に十分な検討期間を持っていただくため、平成28年6月開催の定時株主総会に際しましては、定時株主総会開催日の20日前となる6月1日に発送いたしました。 あわせて、招集通知を定時株主総会開催日の25日前となる5月27日にTDnetおよび当社IRサイトに掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	予想される集中日を避け、多くの株主の皆様にご出席いただきやすい日を設定しております。
その他	当社IRサイトに招集通知を掲載しております。また、株主総会当日は、別途資料をスライド投影し、株主の皆様に分かりやすい説明に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、証券アナリストを主な対象とした説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信及び有価証券報告書に加え、決算説明会資料を当社ウェブサイトに掲載しております。 http://www.hasegawa.jp/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する部門として、経営管理部内にIR担当者を配属しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、仏壇・仏具や墓石などの供養関連商品やサービスの提供にとどまらず、より広い範囲で捉えた「心の平和と生きる力」の実現を社会に提案・提供していくことを使命と捉え、もっとお客さまの立場に立つことを経営理念における社員の姿勢の第一としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全への取り組みとしては、環境省の定めるクールビズ期間に合わせてクールビズを実施しており、また全社的に節電対策を行なっております。 また、当社は、精神文化の発展と伝統文化の継承に貢献することが、当社が社会において果たすべき使命であると考えており、この考えに基づき、文化財保存を担う技術者の育成を支援するため、東京藝術大学大学院美術研究科文化財保存学専攻修士課程の卒業優秀作品に「お仏壇のはせがわ賞」を授与しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、法令に基づき適切な情報開示を行なうことはもちろん、法令に基づく開示以外にも、経営理念や中期経営計画等、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報については、非財務情報も含め、随時検討の上、当社ウェブサイト等を通じて、積極的に開示を行なってまいります。 情報の開示にあたっては、正確かつ具体的で分かり易い内容とするよう努めております。
その他	<女性の活躍に向けた取組について> 現在当社では、性別に関係なく、個々の能力（資格等級）に応じた職責・役割を与えるとの方針のもと、適材適所の役職任用・人員配置を行なっており、今後もこの方針を継続してまいります。 また、女性の活躍促進に向けて、次のような対応を行なっております。 （1）新卒の女性採用人数の拡大。 （2）育児短時間勤務制度の適用を、小学校3年生の年度末まで拡充。 （3）店舗勤務の女性パート社員の準社員登用制度を導入し、店長へのキャリアパスを設定。 今後も、変形労働時間制の拡充、シフト勤務制の導入など、多様な人材が活躍できる環境づくりを推進してまいります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、次のとおり決議しております。

1. 当社及び子会社からなる企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
当社及び子会社からなる企業集団（以下「当企業グループ」という）のコンプライアンス体制に係るマニュアルの整備、充実に努め、取締役及び使用人が法令・定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。また、その充実を図るため、コンプライアンス担当取締役を置き、当該取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的に会合を開き、コンプライアンス問題に対する対応を行なう。なお、委員会の参加者は、コンプライアンス委員長が当企業グループの取締役及び使用人から指名をもって決定する。
総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に総括することとし、監査室は、総務部と連携のうえコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。
法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行なう手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署、委員会にて規則、ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配付等を行なうものとし、当企業グループにおける組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行なうものとする。

4. 当企業グループの取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
当社の社内の規定に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行なわれる体制をとるものとする。
子会社については自律的経営を基礎としつつ、当社は、関係会社管理規程に基づき、経営成績、財務状況、その他の重要な情報について定期的に報告を受けるものとし、一定の事項について子会社の取締役会決議前に当社関係部署に承認を求め、または報告することを義務づけ、一定の基準に該当するものは当社取締役会に付議するものとする。

5. 当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社のコンプライアンス担当取締役を当企業グループの内部統制の整備に関する責任者とする。
経営管理部を子会社管理の統括部門とし、関係会社管理規程の整備・見直しを通して、当企業グループの内部統制の充実に努める。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助する使用人を配置できるものとする。
監査役の職務を補助する使用人の配置にあたっては必要な知識・能力を備えた専任または兼任の適切な員数を確保するものとし、人事異動その他の事項については、事前に監査役会と協議するものとする。
監査役の職務を補助する使用人の業務に関して監査役から指示を受けた時は、専らその指揮命令に従う体制を整備する。また、その業務の遂行にあたり、社内の各会議体への出席等（監査役の代理出席を含む）、執行部署の協力体制を確保する。

7. 当企業グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
当企業グループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当企業グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告するものとする。なお、当該報告をしたことを理由として、報告をした者が不利な取扱いを受けないものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
監査役会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。
監査役は、その職務の執行にあたり、必要に応じて社内の各会議体へ出席できるものとする。
監査役の職務を執行する上で必要な費用の前払い等の請求について、当社は速やかに当該費用を支払うものとする。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当企業グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を遮断することを基本方針とする。
また、総務部を反社会的勢力排除に向けた統括部門とし、反社会的勢力による被害を防止するための情報収集を行なうため、福岡県企業防衛協議会及び警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟するほか、警察関係機関との情報交換や各種研修の参加等により連携を強化し、社内啓蒙活動に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当企業グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を遮断することを基本方針とする。
また、総務部を反社会的勢力排除に向けた統括部門とし、反社会的勢力による被害を防止するための情報収集を行なうため、福岡県企業防衛協議会及び警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟するほか、警察関係機関との情報交換や各種研修の参加等により連携を強化し、社内啓蒙活動に努める。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1．適時開示に係る社内体制の現状
　当社では適時開示担当部門を経営管理部とし、以下の体制によっております。
（1）会社情報の収集
　各部門で決定または発生した重要事実は、取締役会付議基準に従って、取締役会にて報告・付議されます。
（2）情報の分析及び開示要否判断
　上記の会社情報はすべて経営管理部経営企画チームに集約されます。
　経営管理部経営企画チームは情報を分析して適時開示要否を検討の上、情報取扱責任者に報告を行ない、報告を受けた情報取扱責任者が適時開示要否の決定を行ないます。
　適時開示情報保有部門は、取締役会付議基準に則り、すみやかに取締役会に報告し承認を得ます。
　緊急を要する情報や、取締役会付議基準に該当しない重要事実に関しては、情報取扱責任者にて開示の判断を行ない、代表取締役社長に報告します。
（3）情報の開示
　適時開示担当部門は、取締役会にて承認決議された同日中に、また、緊急を要する情報や、取締役会付議基準に該当しない重要事実に関しては、開示の判断がなされたらすみやかに、TDnetを通じて情報を開示します。
　同時に自社ウェブサイトへの掲載、必要に応じて各記者クラブに資料投函あるいは記者会見を実施いたします。
　原則として、経営管理部が総務部の協力のもと手続きを行なっております。

2．適時開示に係る社内体制の強化
　適時開示につきましては、現状の社内体制で確実に対応できると認識しておりますが、今後適時開示のさらなる充実に向けて体制の強化を図ってまいります。

■コーポレートガバナンス体制模式図

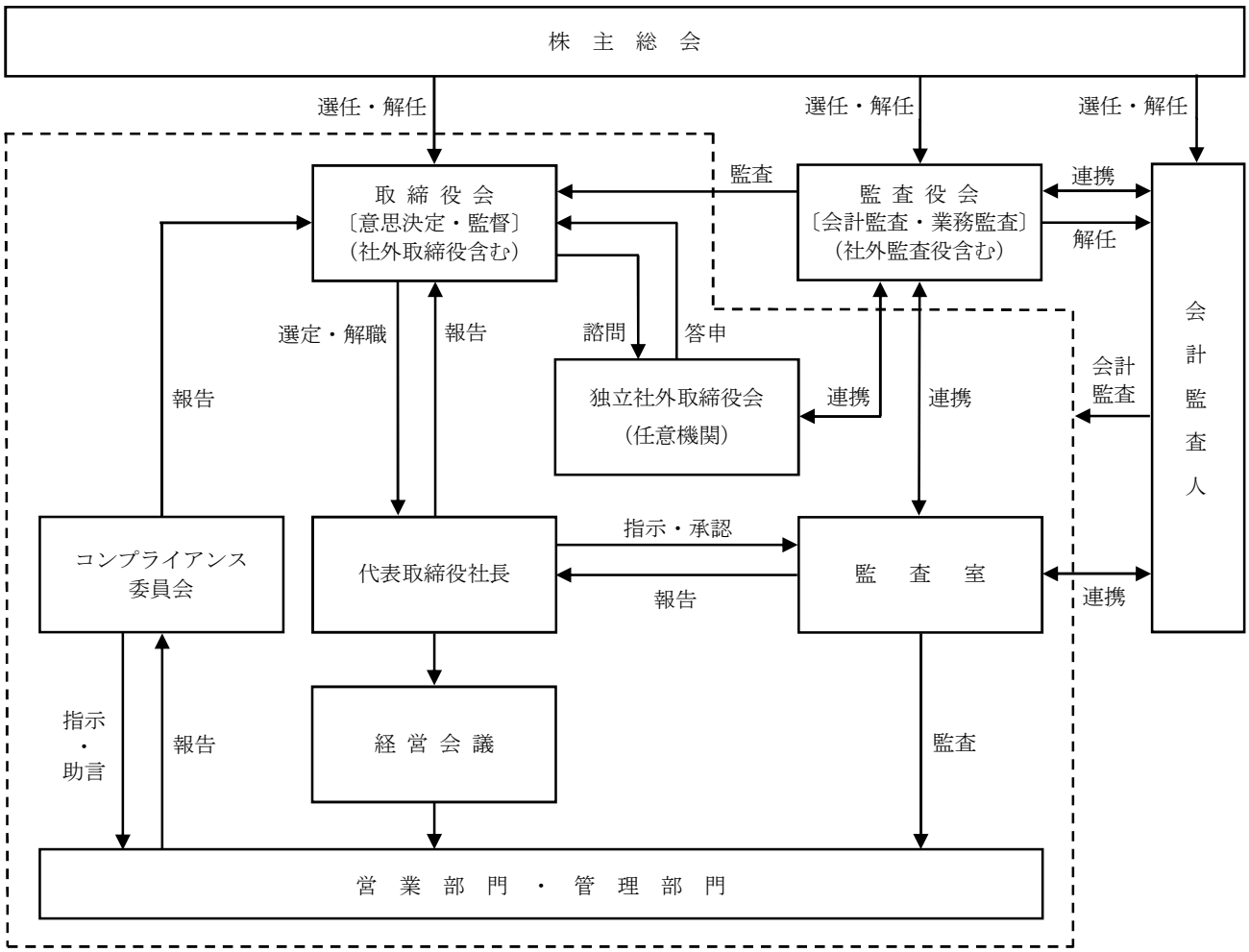

■適時開示体制の概要模式図

○決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー

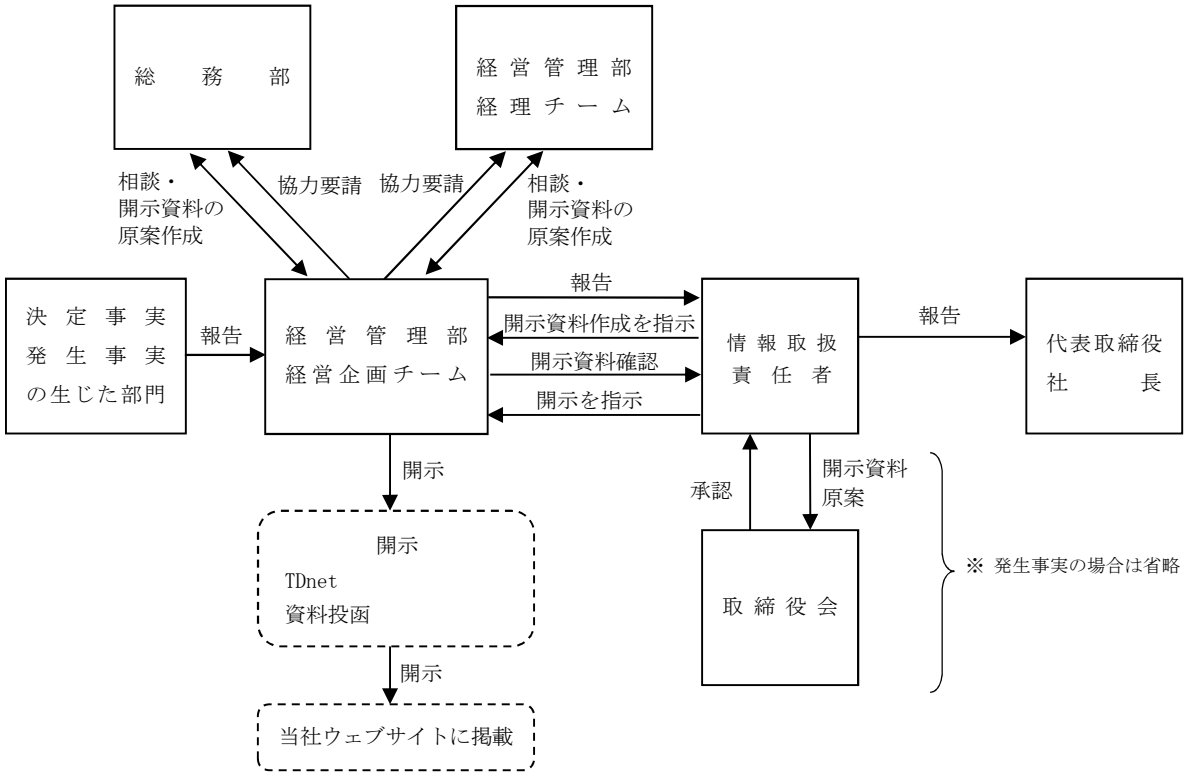

○決算に関する情報・企業集団に係る適時開示業務フロー

・決算短信、四半期決算短信

